

平成二十九年六月二十日受領
答弁第三九六号

内閣衆質一九三第三九六号

平成二十九年六月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員井坂信彦君提出天下り問題の全省庁調査の進捗に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出天下り問題の全省庁調査の進捗に関する質問に対する答弁書

一、三及び五について

お尋ねについては、平成二十九年六月十五日に、内閣官房内閣人事局において「再就職規制に関する全省庁調査について（報告書）」を公表したところである。

二について

御指摘の「弁護士」については、任期を定めることなく、非常勤の国家公務員として採用したものである。

四について

「再就職規制に関する全省庁調査」については、安倍内閣総理大臣から山本国家公務員制度担当大臣に對して、調査を実施した上で報告するよう指示されたものであり、同大臣の指揮の下で、内閣官房内閣人事局が直接調査を実施したものであるが、その期限について指示はされていない。なお、同大臣以外の大 臣に對して調査の指示はされていない。